

議案第 5 号

海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
改正について

海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり定める。

平成 2 9 年 2 月 2 4 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

児童福祉法の改正に伴う心理専門支援員の設置、社会教育指導員の報酬額の見直し
等を行うため

海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年条例
第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 選挙管理委員の項の次に次のように加える。

選挙管理委員の補充員	日 額	8,700
------------	-----	-------

別表第 2 選挙管理委員補充員の項を削り、同表民生委員推薦会委員の項の次に次の
ように加える。

心理専門支援員（臨床心理士）	日 額	14,700
----------------	-----	--------

別表第 2 社会教育指導員の項中「9 2， 0 0 0」を「9 6， 0 0 0」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。